

平成26年度第2回企業向け人権啓発講座

テーマ： インターネット社会における
企業と人権

講師 弁護士 牧野 二郎
(牧野総合法律事務所弁護士法人)
2014. 6. 26

本日の講演の内容

- 人権啓発講座として・・・人権とは何か、どう向き合うか、を考える
人権擁護促進の視点から、権利侵害の有無を見直す
人権が尊重されると、どういう良い面があるのか
- インターネット(ネットワーク)社会を視野に入れて
インターネットで変わったこと、インターネット社会での新しい危機、新しい人権侵害の形
- ケーススタディ： 企業がインターネットを利用する際に、人権侵害につながった事案
社員の発言が波紋を呼び、人々を傷つけること
社員管理の負の連鎖を断ち切るために

1 いま何が起きているのか

- 情報社会での変化

クラウドなどの技術の発展、情報空間の拡大と充実
高性能端末スマートフォンなどによる危険拡大……

私的発言が際限なく拡大する危険

「LINEいじめ」の、本人の深刻さ

- 人権状況

- 震災に備えた情報管理はできているのか
いま、そこにある震災への対応が可能か

福井地裁：大飯原発差し止め判決に見る人権の位置

- 情報空間暴走？ による監視、プライバシー侵害
- 規律しにくい状況 匿名情報の利用問題

企業を取り巻く情報基盤 情報技術の急速な発展がある

- スマートフォン、タブレットなどの業務利用の増加
- Androidに対する攻撃
- ウイルス、クラッキング、寄生など
- クラウドサービスの利用問題
ファーストサーバ事件でのクラウドの危険性
- 総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン～利用者との接点と事業者間連携における実務のポイント～」(平成26年4月)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000283647.pdf
- 経済産業省「「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(平成23年4月1日)」
<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110401001/20110401001.html>
- 情報セキュリティ管理基準 経済産業省
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Management_Standard.pdf

その多くが、プライバシーに関連すること。なぜ？

利用価値が高い、被害が大きい、常に緊張関係にある

近時の匿名情報の利用が重要になってきている事実がある

2 プライバシーの侵害

- 基本的人権としてのプライバシー権
人間の尊厳、幸福追求権
具体的表れ⇒通信の秘密、住居侵入
⇒刑事の適正手続保護規定など

新しい人権 1890年(明治23年)ウォーレンとブランドイスの2名の弁護士(当時)による「プライバシーの権利」と題する論文に始まる(ウォー. レン(Samuel D. Warren)、ブランドイ. ス(Louis D. Brandeis), 「The. Right to Privacy」(プライバシーの権利) ボストンの製紙事業家(元弁護士)ウォーレンの妻は、その美貌からマスコミの標的となっていた。そこで、困った彼は、知人の弁護士ブランドイス(後の連邦最高裁判所判事)と語らい、新しい概念を生み出した。

(名和小太郎「個人データ保護」みすず書房 6頁参照)
それがプライバシーの権利の始まりとされている。

我が国では『宴のあと』事件判決(1964年 昭和39年)で判例上認められた。

我が国における過去の侵害事例

- 「宴のあと」事件

外務大臣、都知事候補となった有名人と料亭の女将との結婚、離婚などの私生活情報を連載小説の形で公開した行為を『プライバシー侵害』と認定した事件。

東京地方裁判所判決昭和39年9月28日、昭和36年(ワ)第1882号

- ノンフィクション小説「逆転」事件

東京地方裁判所判決昭和62年11月20日

- 「石に泳ぐ魚」出版差止事件

最高裁判決平成14年9月24日

- 京都府学連事件

「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものというべきである。

これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」

最高裁判所大法廷昭和44年12月24日判決

新しいプライバシー侵害が起きている？

これまでのプライバシー侵害との違い

新しい展開

誹謗中傷書き込み

つぶやきから、実名による情報提供、誘惑まで
気軽な愚痴が、人権侵害になる場合

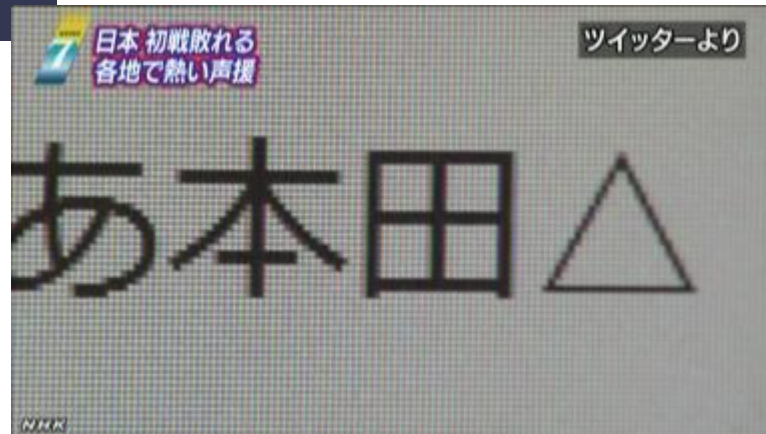
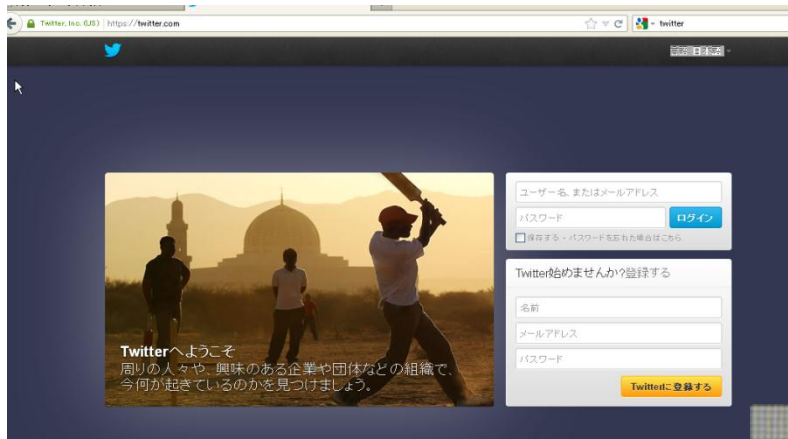
無断で行う情報収集の危険

どこまで許されるのか、ネット上の情報収集
子どもの情報を収集することの必要性和課題
行動予測、ターゲティング広告の問題

位置確認、スパイウェアなど

公開メーリングリスト問題

Twitterというものがあって・・・



<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140615/k10015236861000.html>

「1分当たりの投稿が最も多かったのは、「日本が逆転された瞬間」で、およそ12万件を記録しました。」

YOMIURI ONLINE 「大人の法律事件簿」から抜粋

実例 1

- 「そういえば今日、あの韓流女優を撮影現場で見たよ。実物は意外と小柄、低身長。ちっこい。ちっこい。スラリと背が高く見えるのは画面のマジック」
 - 「“ほほ笑みの天使”と言われているけど、それはカメラが回っているときだけで、スキだらけ。表情ゆがんでいた」
-
- 広告会社CM製作責任者の発言。
 - クライアントから、守秘義務違反を理由として、CM製作依頼がキャンセルされた。
 - 韓流スター側から、名誉毀損を理由とした訴訟を提起される危険がある。

＜業務上の守秘義務違反になるはず＞

前同

実例2 某製薬会社の場合

「しつこい上司がトイレに行った隙に、グラスにこっそり睡眠導入剤を入れちゃって」

「ていうか、大トラの課長を早く静かにしたくて」

「女の子じゃなかったから、大丈夫でしょ？ これくらい」

某製薬会社の社員の発言

睡眠導入剤は治療目的以外の使用や所持が法律で禁止されているという。

この社員は、忘年会での悪ふざけの一部始終をつぶやいた。

twitterに社員の実名があり、フェイスブックで検索され、所属会社も明らかになる。

この発言と会社名が、複数の掲示板に転載され、炎上した。

これを捉えたマスコミが騒ぎ、記者会見が行われ、責任者が謝罪する。

監督官庁である厚生労働省へ報告。

＜ 業務の一環と見るべきではないか。 傷害罪に該当する行為。＞

前同

実例3 ホテル従業員の軽率発言が問題に

「サッカー選手〇〇と女性タレント△△がレストランに来訪して
今夜二人で泊まるらしい」 とホテル従業員がツイート

- 2011年1月「Uホテル東京」事件
- 同ホテル内のレストランの女子大生アルバイトが利用客情報その他を友人にツイートし、この情報が外部に流れ出して拡大、炎上した事件。
- 投稿した女子大生の個人情報がネット上で公開される。
- ホテル総支配人による公式ホームページでの正式な謝罪。

＜業務上の情報漏洩、顧客情報の取り扱いの問題＞

前同

実例4 有名スポーツ店社員の発言

- 2011年5月 スポーツ用品某有名メーカー「A」の販売店員が
「 サッカー選手〇〇が来た。彼女を連れてきた」
「 @@@@だ」
- 有名サッカー選手と、某女性の来店をツイート。
- 当該内容に侮辱的な要素が含まれていたことも重なり炎上、最終的には、有名スポーツ店が公式ホームページでの正式な謝罪

< 業務上の情報、無断公開、漏洩 >

軽率発言の炎上分析

- 広がり、炎上するパターン
 - ＜書き手＞ 会社が有名 その社員という特殊性
 発言の信憑性 話題性
 - ＜対象者＞ 有名人である 若者にインパクトがある名前
 スキャンダルとして面白いと思われがちなもの

Facebookなど、他の情報との統合が容易
「鬼女」なる現象？

- 個人が責任を取りきるケース
 - 議員個人 有名皇族 などなど

従業員の軽率行為が不買運動に？

- アルバイト従業員が、食品保管の冷蔵庫内に、土足、作業服のまま、入り込んでポーズをとっているところを撮影して、Twitterに掲載し、沸騰
- ピザチェーン店で、悪ふざけして、写真公開。
- なぜこうした行為が起きるのか
- どうすれば、防止できるのか

企業としてどうするのか

- 闇雲な表現規制や管理強化は、逆効果になる危険がある。
反発、抵抗、企業イメージ低下
→ よく話すこと。簡単なガイドラインを作る。危険な書き込みの結末を説明すること。
- 民事責任を問うことができる場合には、徹底した対応が必要な場合もあるが、効果的かは疑問。けじめの問題。
- 問題ケースに関する社員の議論、対策検討会、その中で効果的対策を検討する
- 納得と実践と教訓、学習その繰り返し
- 感性でわかること、実感ということ

「炎上」をどうみるのか

- ある特定の話題にツイートが集中したり、掲示板での書き込みが集中し、集中的な非難が発生する場合
- 「炎上」の効果、影響は何か 影響の期間は
- 原因行為を行ってしまった場合
 予防対策として必要なこと
- 被害にあった場合
 冷静に結果分析。影響は比較的少ない。
 むしろ、よい結果になる場合も。対応の誠実さ
 など、客観的な対応によって異なる可能性も

責任の切り分けの基本？

企業の社会的責任ということの意味

• 会社の業務 — 会社の責任

• 私的行動 — 社員であることから来るのか

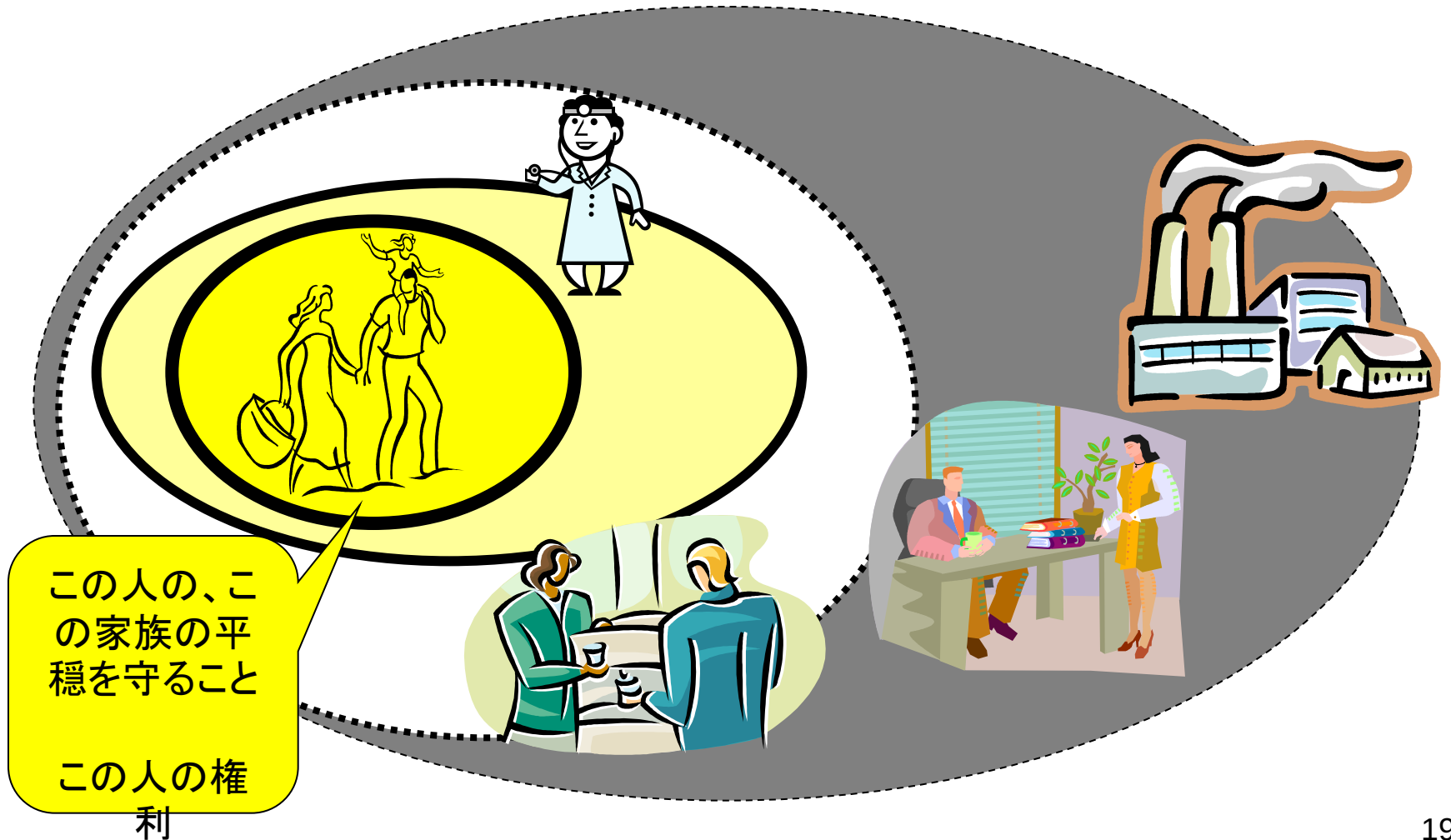
• 私的行動 — 個人の責任

3 プライバシーと個人情報の違いを理解しておくこと

- プライバシー・・・人に知られない権利
まだ、広く知られていない情報
- 個人情報・・・・・・個人に関する一切の情報
公開情報、医療情報、秘匿情報など
- 両者の違い
 - プライバシー保護は個人の権利保護のこと
 - 個人情報保護とは、事業者が収集した情報の安全管理のこと ← 個人情報は事業者規制法としての意味がある

プライバシーとは・・・

個人の侵害されない領域、権利



個人情報保護とは・・・

企業の責任のこと



4 企業の人権侵害

個人情報漏洩への配慮

- 取り扱う個人情報(顧客情報)の漏洩の危険
匿名化問題 JR東日本のSuica情報 の評価
現在、検討中の問題
- 従業員情報の取り扱い
 - ①業務上情報は徹底管理が必要。個人情報??
 - ②公私混同は、互いに(従業者も)厳しく区分すべき
監督と監視は、どう違うのか? 監視は合法か?
監視、監査の対象は、人か、業務か?
 - ③メールチェックなどは規則を作り、規則に従って実施

匿名情報の利用問題

産経新聞ニュースから抜粋

川柳を書く

0

ツイート

59

おすすめ

61



使用拒否は9400件超 JR東スイカの履歴販売

2013.8.2 22:41

JR東日本がIC乗車券Suica（スイカ）による乗降履歴などを社外に無断で販売していた問題で、データ提供の対象から除外するよう求める利用者の申し出が、7月26日の受け付け開始から8月1日までの1週間で9412件に上ることが2日、同社への取材で分かった。

JR東は「拒否の申し出があることを重く受け止めたい」としている。

同社は7月から、発行総数約4300万枚に関する乗降駅や生年月、性別などの利用データを日立製作所に販売。当初は「個人情報に当たらない」として利用者に説明しなかったが、苦情や問い合わせが寄せられ、7月25日になって「事前に説明すべきだった」と謝罪していた。

データ提供を希望しない利用者は翌月以降に対象から除外、9月25日までに申し出れば、既に提供された過去のデータについても除外したものに差し替える。

企業としてどうすべきか 現在、検討中の問題なので、慎重に

- 問題の所在

- ① 匿名情報収集……匿名情報として売買

- ② 実名情報……一部切り離して売買

- 性別、年齢など含む

- 「連結不可能匿名化」という議論

- 情報の匿名化の方法と可逆性の危険回避

- 市民感情ということ

- 十分な説明と納得が必要

現在のEU情勢を踏まえる

- 2013年現在、EUでは、個人情報ディレクティブ(個人データ保護指令1995年)の改定を検討中。
- より徹底した個人情報の保護を検討
 - 明確な同意確保
 - 移動、削除の徹底
 - 保護措置強化、裁判手続き

新しい規則の特徴的内容(抜粋)

- 第2章 諸原則 透明性原則 データ最小限原則
- 第3章 アクセス権の保証、訂正と消去請求権、データポータビリティの確保・データ移転の自由
- 第4章 公共部門、企業内にデータ保護オフィサーの設置
- 第5章 第三国への移転規制 手続き十分性
- 第6章 独立の監督機関
- 第8章 苦情申立制度、賠償の権利と責任、裁判手続き明確化
- 第9章 医療データ、雇用データの安全措置など

従業員管理：メールチェック、アクセスログチェック は合法か？

- ・ **日経クイック情報事件（東京地裁平成14年2月26日判決労働判例825号50頁）**

『企業秩序は、企業の存立と事業の円滑な運営の維持のために必要不可欠なものであるから、企業は企業秩序を定立し維持する権限を有する。他方、労働者は労働契約の締結によって当然に企業秩序の遵守義務を負う。したがって、企業は、具体的な規則を定めるまでもなく当然のこととして、企業秩序を維持確保するため、具体的に労働者に指示、命令することができ、また、企業秩序に違反する行為があった場合には、その違反行為の内容、態様、程度等を明らかにして、乱された企業秩序の回復に必要な業務上の指示、命令を発し、又は違反者に対し制裁として懲戒処分を行うため、事実関係の調査をすることができる。』

『本件は、社内における誹謗中傷メールの送信という企業秩序違反事件の調査を目的とするもので、かつ、原告にはその送信者であると合理的に疑われる事情が存するのであるから、原告から事情聴取をする必要性と合理性は強く認められる。』（判決より）

- ・ **フィッシャー社事件（東京地裁平成13年12月3日労働判例826号76頁）**

『原告らによる社内ネットワークを用いた電子メールの私的使用の程度は（中略）限度を越えているといわざるを得ず、Yによる電子メールの監視という事態を招いたことについてのX1側の責任、結果として監視された電子メールの内容および既に判示した本件におけるすべての事実経過を総考慮すると、Yによる監視行為が社会通念上相当な範囲を逸脱したものであったとまではいえず、X1らが法的保護（損害賠償）に値する重大プライバシー侵害を受けたとはいえないというべきである』（判決より）

従業員管理、企業はどうすべきか

- 秘密に読みたい？は絶対にだめ
- 業務メールと私的メールの明確な区分必要
- 業務メールは、顧客保護、取引の安全性確保の視点から管理すべき義務がある。

企業のコンプライアンス遵守の義務

内部統制・・・モニタリングの必要から

企業内ノウハウの確立と伝承

不正アクセス、不正行為の原因究明の必要

- 業務メールの管理、監査は企業の責任
- 企業は、常に、メール管理、監査を協議し、公開のもとに実施すること

5 個人情報(顧客情報)漏洩対策

高機能な情報端末の管理も視野に入れて

- 個人情報の整理、整頓・・・管理体制の確立
個人情報の重要性の認識・・・教育、そして共感
共感を得るためにはどうしたら良いのか

IT対応の必要性

- かつてのスーパーコンピュータが、手の中にあるようなもの
- 「問題はAndroidにセキュリティー対策ソフトを入れるかどうかだ。法人利用なら盗難・紛失対策を含めたセキュリティー対策ソフトが必須だ・・・」読売新聞(2011年5月27日の前掲記事から引用)
- スマートフォンなどの乗っ取り場合の責任
特徴:継続的監視、網羅的な監視、情報窃取
より深刻な情報漏えいになる 携帯電話の管理以上の対応策が必要
- ノートPCの紛失、盗難の防止

ポイントは何か

新しい技術、機器、サービスの出現・・・・それらへの対応のあり方
社員相互の議論、情報共有、共感が必須。ルール作りは、共感が基礎に

本日のまとめ

- インターネット社会とは、高度に情報が流通する社会のこと。
- 紙の世界ではないので、情報管理が困難になったことを理解して、適切な、透明性のある情報運用管理(情報のマネージメント)を実施すること。
- 管理困難な情報空間が発生している。それを理解し、対応する方法を考えることが重要。
- 健全な情報社会の確立のためには、社員全員で、透明性、情報の対等性などを真摯に議論すべきであろう。
- ルール作りの基礎に、議論、共感が必要であること、その確立を重視して、着実に進めること。

ご清聴ありがとうございました